

寒川町事務分掌等に関する規則及び寒川町財務規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月19日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第7号

寒川町事務分掌等に関する規則及び寒川町財務規則の一部を改正する規則

(寒川町事務分掌等に関する規則の一部改正)

第1条 寒川町事務分掌等に関する規則（昭和57年寒川町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条都市建設部都市計画課の項中「都市みどり担当」を削り、都市建設部都市整備課の項中「市街地整備担当」を「市街地整備担当 都市みどり担当」に改める。

第3条中

「

都市計画課

都市計画・開発指導担当

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 交通施策に関すること。
- (3) 国県道の整備促進及び調整に関すること。
- (4) 河川の整備促進及び調整に関すること。
- (5) 住宅施策の調査及び計画に関すること。
- (6) 開発行為等の指導及び規制に関すること。
- (7) 都市計画区域内での建築の確認及び指導に関すること。
- (8) 住居表示に関すること。
- (9) 町及び字の区域に関すること。
- (10) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地利用計画及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。

- (11) 駐車場対策（町民安全課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (12) 都市計画道路宮山線に係る国及び県との連絡調整に関する事。
- (13) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良な住宅の造成の認定等に関する事。
- (14) 課の庶務に関する事。

都市みどり担当

- (1) 公園、緑地等の計画、設計、施工及び監督に関する事。
- (2) 公園（一之宮公園を除く。）、緑地等の維持管理に関する事。
- (3) 公園台帳の整備に関する事。
- (4) 緑化対策の推進に関する事。
- (5) 緑化及び親水の推進に関する計画の策定及び調整に関する事。
- (6) 民有地及び公共施設の緑化指導に関する事。
- (7) 一之宮公園管理事務所との連絡調整に関する事。

都市整備課

市街地整備担当

- (1) 市街地整備に関する事。
- (2) 田端西地区のまちづくりの推進に関する事。
- (3) 寒川駅南口整備事業に関する事。
- (4) 寒川駅周辺整備事業に係る用地の管理に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

」を

「

都市計画課

都市計画・開発指導担当

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 交通施策に関する事。

- (3) 国県道の整備促進及び調整に関すること。
- (4) 河川の整備促進及び調整に関すること。
- (5) 住宅施策の調査及び計画に関すること。
- (6) 開発行為等の指導及び規制に関すること。
- (7) 都市計画区域内での建築の確認及び指導に関すること。
- (8) 住居表示に関すること。
- (9) 町及び字の区域に関すること。
- (10) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地利用計画及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に関すること。
- (11) 駐車場対策（町民安全課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (12) 都市計画道路宮山線に係る国及び県との連絡調整に関すること。
- (13) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良な住宅の造成の認定等に関すること。
- (14) 課の庶務に関すること。

都市整備課

市街地整備担当

- (1) 市街地整備に関すること。
- (2) 田端西地区のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 寒川駅南口整備事業に関すること。
- (4) 寒川駅周辺整備事業に係る用地の管理に関すること。

都市みどり担当

- (1) 公園、緑地等の計画、設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 公園（一之宮公園を除く。）、緑地等の維持管理に関すること。
- (3) 公園台帳の整備に関すること。
- (4) 緑化対策の推進に関すること。

- (5) 緑化及び親水の推進に関する計画の策定及び調整に関すること。
- (6) 民有地及び公共施設の緑化指導に関すること。
- (7) 一之宮公園管理事務所との連絡調整に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

」に

改める。

第11条第3項中「都市計画課」を「都市整備課」に改める。

(寒川町財務規則の一部改正)

第2条 寒川町財務規則（昭和40年寒川町規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

都 市 建 設 部	道路課	課長	道路占用料、水路占用料及び諸証明手数料 の収納
	都市計画課	課長	都市公園使用料、優良宅地造成及び優良住 宅新築認定申請手数料、諸証明手数料並び に地図売払代金の収納

」を

「

都 市 建 設 部	道路課	課長	道路占用料、水路占用料及び諸証明手数料 の収納
	都市計画課	課長	優良宅地造成及び優良住宅新築認定申請手 数料、諸証明手数料並びに地図売払代金の 収納

	都市整備課	課長	都市公園使用料の収納
--	-------	----	------------

」に

改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。